

令和7年度促進区域内再エネ設備導入促進事業補助金の申請にあたって

1 概要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、各市町村が再生可能エネルギー設備の設置に適している場所として設定する「促進区域」において、事業者が自家消費型太陽光発電や蓄電池を導入する場合、その導入に要する経費の一部について補助金を交付するものです。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 滋賀県に事業所を有する法人その他団体（市町および一部事務組合を除く）または個人事業者であること。ただし(2)のリース事業者および(3)のPPA事業者は除く。
- (2) ファイナンスリースにより(1)に太陽光発電設備等を設置するリース事業者
- (3) オンサイトPPAにより(1)に太陽光発電設備等を設置するPPA事業者
- (4) 県税に滞納がなく、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (5) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 補助対象事業および要件

(1) 補助対象事業

滋賀県内の「促進区域※₁」において、自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入を行う事業（蓄電池の導入は任意だが補助事業により導入する太陽光発電設備の付帯設備であることを要する。）であって、需要家※₂が滋賀県内の促進区域内に事業所を有する者であること。

ファイナンスリース※₃やオンサイトPPA※₄により県内の促進区域内の事業所等に太陽光発

電設備等を設置する場合、リース事業者やPPA事業者が補助対象者となります。

◆留意事項

- ・補助対象は未着手のものに限ります。交付決定後に事業に着手（発注）してください。
- ・発電電力の売電等、営利目的が明らかになった場合（※5）適用外とする場合があります。
- ・令和8年2月10日までに事業を完了（実績報告書類の提出も含む。）する必要があります。

※1 「促進区域」とは地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」のことです。

補助金の交付申請時に補助事業を行う事業所が促進区域内にある場合、促進区域内再エネ導入促進事業による補助金を申請することができます。

促進区域の設定状況等につきましては、市町村HPや環境省HPよりご確認ください。

※2 本補助事業における「需要家」は、対象施設で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体のことをいう

※3 「リース期間中に契約を解除できないこと」および「借り手が、当該資産に係る費用をすべて負担する義務を負うこと」という2つの条件を満たすリース契約のことをいいます。

※4 太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理したうえで、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいいます。

※5 余剰電力の売電は差し支えないが、次の①②のいずれか、および③を満たすこと。

① 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。また、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。

② 需要家の敷地外において本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

③再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）制度またはFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること。

(2) 要件

- ・ 導入設備が本手引き表 1 に記載の補助要件を満たしていること。
- ・ 各補助要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書にて確認してください。
- ・ 各補助要件についての注意事項については Q&A を確認のうえ、不明点等については滋賀県産業支援プラザに問い合わせること。
- ・ PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- ・ リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

◆留意事項

- ・ 令和 8 年 2 月 10 日までに事業を完了（事業費の支出も含む。）すること。
- ・ 交付決定前に事業に着手（発注またはファイナンスリース・オンサイト PPA 契約締結のいずれか早い方）したものについては、補助金を交付しない。

表 1

補助対象設備	補助要件		
<p>太陽光発電設備 (自家消費型)</p>	<p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていることとする。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定または FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①～⑫をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>⑤ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理および保存すること。</p> <p>⑦ 設備の設置後、適切な保守点検および維持管理を実施すること。</p> <p>⑧ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>⑩ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>⑪ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>⑫ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去および処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p> <p>(5) PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>	<p>(1) 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。</p> <p>(2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>(3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p> <p>(4) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>(5) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(6) 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。</p>	<p>次のいずれの要件を満たすこと</p> <p>(1) 間接補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、ファイナンスリースまたはオンサイト PPA により設備を導入する場合および県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 滋賀県の他の補助金を受けたことがある、または受けようとする設備でないこと。</p> <p>(3) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金、滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金または省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新は対象外とする。</p>

		<p>(6) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(7) 次の①～②のいずれかを満たすこと</p> <p>① 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。また、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。</p> <p>② 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>		
蓄電池単体		<p>(1) 促進区域内再エネ導入促進事業で導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。</p> <p>(2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>(5) PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(6) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引または再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>【蓄電容量 20kWh 以上の蓄電池：(7) を満たすこと】</p> <p>(7) 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【蓄電容量 20kWh 未満の蓄電池：1～6 の全てを満たすこと】</p> <p>1. 蓄電池パッケージ</p> <p>① 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>2 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>① 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）</p>		

	<p>② 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>③ 出力可能時間の例示</p> <p>a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。</p> <p>b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>④ 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>⑤ 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください</p> <p>⑥ アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>3. 蓄電池部安全基準</p> <p>①JIS C 8715-2 または IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>4. 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>①JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>5. 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>① 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>6. 保証期間</p> <p>① メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>		
--	---	--	--

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

◇「直接必要な経費」

本工事費、付帯工事費、設備費（機械器具費）をいいます。

補助対象となる経費	補助対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事費 ・ 付帯工事費 ・ 設備費 ・ 撤去工事費 <p>（太陽光発電設備の更新に必ず必要なもの）</p>	<p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税および地方消費税 ・ 生産設備 ・ 建築工事、躯体工事、再エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等 ・ 調査費、設計費 ・ 撤去工事費（行わなくても太陽光発電設備の更新が可能なもの） ・ 設備に関わる消耗品等 ・ 資産計上できない設備等 ・ 既存機器等の撤去・移設・廃棄・処分費等 <p>（必ず補助対象外経費に計上すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費 ・ 設置後、容易に移動することができると判断される設備 ・ 電力会社・消防書等への申請・届出・登録等に係る費用

◆留意事項

- ・ 消費税および地方消費税は対象外とします。
- ・ 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とします。

5 補助金の額

補助対象 設備	補助金額と上限額	
	補助金額	上限額
太陽光発電 設備	発電出力 (kW) × 5万円/kW	500万円
太陽光発電 設備 + 蓄電池	① 太陽光発電設備：発電出力 (kW) × 5万円/kW ② 蓄電池：補助単価 (円/kWh) × 蓄電池容量 (kWh) * 補助単価は容量あたりの蓄電池価格 (円/kWh) と下記価格 (★) のいずれか低い額 × 1/3 の合計金額 ★：家庭用 (4800Ah・セル未満)：15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き) 業務用 (4800Ah・セル以上)：19万円/kWh (工事費込み・税抜き)	500万円

※1 太陽光発電設備の発電出力は太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値となります。

※2 蓄電池補助単価（円/kWh）は補助対象経費÷蓄電容量×1/3で算出します

（例1）発電出力60kWの太陽光発電設備および蓄電容量40kWhの家庭用蓄電池（蓄電池対象経費540万円）を設置する場合

① 太陽光発電設備

$$60\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 300\text{万円}$$

②蓄電池

$$\text{蓄電池価格} = 540\text{万円} \div 40\text{kWh} = 13.5\text{万円}$$

$$13.5\text{万円/kWh} < \text{家庭用上限}15.5\text{万円/kWh} \rightarrow \text{補助単価} = 13.5\text{万円/kWh} \times 1/3 = 4.5\text{万円/kWh}$$

$$4.5\text{万円/kWh} \times 40\text{kWh} = 180\text{万円}$$

③補助額

$$300\text{万円} + 180\text{万円} = 480\text{万円} < 500\text{万円より、補助額は}480\text{万円}$$

（例2）発電出力80kWの太陽光発電設備および蓄電容量40kWhの業務用蓄電池（蓄電池対象経費600万円）を設置する場合

① 太陽光発電設備

$$80\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 400\text{万円}$$

② 蓄電池

$$\text{蓄電池価格} = 600\text{万円} \div 40\text{kWh} = 15\text{万円/kWh}$$

$$15\text{万円/kWh} < \text{業務用上限}19\text{万円/kWh} \rightarrow \text{補助単価} = 15\text{万円/kWh} \times 1/3 = 5\text{万円/kWh}$$

$$5\text{万円/kWh} \times 40\text{kWh} = 200\text{万円}$$

③補助額

$$400\text{万円} + 200\text{万円} = 600\text{万円} > 500\text{万円}$$

→ 補助限度額を超えているため、補助額は限度額の500万円

（例3）発電出力80kwhの太陽光発電設備および蓄電容量15kWhの家庭用蓄電池（蓄電池対象経費255万円）を設置する場合

① 太陽光発電設備

$$80\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 400\text{万円}$$

② 蓄電池

$$\text{蓄電池価格} = 255\text{万円} \div 15/\text{kWh} = 17\text{万円}$$

$$17\text{万円} > \text{家庭用上限}15.5\text{万円/kWh} \rightarrow \text{補助単価} = 15.5\text{万円/kWh} \times 1/3 = 5.1666\text{円}$$

$$5.1666\text{円/kWh} \times 15\text{kWh} = 77.4\text{万円} (\text{千円未満切り捨て})$$

③ 補助額

$$400\text{万円} + 77.4\text{万円} = 477.4\text{万円} < 500\text{万円より、補助額は}477.4\text{万円}$$

6 交付申請書の提出※提出前チェックシートを準備しています。

本補助金の交付を希望される事業者は、様式第1号により交付申請書を提出してください。添付書類は以下のとおりです。

[共通の書類]

- ① 誓約書兼遵守チェックシート（様式第1号別紙1）
- ② 交付申請書 提出物チェックシート（様式第1号別紙2）
- ③ 対象設備の見積書のコピー（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの、有効期限内であるもの）を2者以上
* 滋賀県内の事業者であること（PPA・リースおよび県内に工事できる事業者がいない場合は除く）
- ④ 対象設備の仕様等が要件（別表4）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー
- ⑤ 事業実施場所が「促進区域」内であることが確認できる書類（土地登記（建物登記）簿など）
- ⑥ 設置承諾書（様式第1号別紙3） * 申請者と土地所有者（施設所有者）が異なる場合
- ⑦ 設備設置予定場所の写真および設備設置予定レイアウト図等
- ⑧ 直近2年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ⑨ 「履歴事項全部証明書」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本）【法人のみ】
- ⑩ 事業を行っていることを証明できる書類（昨年度の確定申告書等）【個人事業主のみ】
- ⑪ 「住民票の写し」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）【個人事業主のみ】
- ⑫ 「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本）
- ⑬ 申請者の事業内容を示す書類（カタログ、Web ページなど）
- ⑭ PPA・リースの場合は需要家の事業を示す書類（カタログ、Web ページなど）
- ⑮ その他支援プラザが必要と認めるもの

[太陽光発電にかかる添付書類]

- ① 発電量、自家発電量の算定根拠資料を記載したもの
- ② 電力系統図
- ③ その他支援プラザが必要と認める資料

[PPA・リースにかかる添付書類]

- ① サービス・リース料金から交付金額相当分が控除されていることを示す書類
 - ② 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- * 送付いただくものは各資料の申請書・実績報告書・各様式の EXCEL データ、PDF ファイル、その他のデータファイルとします。**

受付期間は、令和7年6月10日（火）～令和7年12月12日（金）17時です。

書類が揃った申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。締切間際は、大変混み合いますので、余裕を持った提出を心掛けてください。

（書類等に漏れや不備がある場合は不備が修正されるまで審査ができません。その場合他の申請を優先します）

審査対象申請にて、予算額に達した時点で募集を終了します。

提出の際は、申請書と添付書類をデータファイル化（Excel、PDFなど）したものをメールで sokushin2025@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

メール送信が難しい場合は、支援プラザに相談ください。

7 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

交付申請書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）と、変更がある交付申請書類を添えて支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。

- ①補助対象経費の総額の20%以上の変更（ただし、当初交付決定額が補助金額の上限となる）
- ②補助事業の実施場所の変更
- ③補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- ④その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。

8 実績報告および補助金の額の確定

補助事業が完了（事業費の支出も含む。）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または令和8年2月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第7号）を提出してください。添付書類は以下の通りです。

実績報告書と添付書類はメールで sokushin2025@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

メール送信が難しい場合は、支援プラザに相談ください。

[共通の書類]

- ① 実績報告書 提出物チェックシート（様式第7号別紙1）
- ② 工事証明書（様式第7号別紙2）
- ③ 支出証拠書類の写し（発注書、注文請書（もしくは契約書）、請求書および振込証明書の写し等）
- ④ 対象設備設置後写真
- ⑤ 財産等管理台帳（様式第9号）
- ⑥ その他支援プラザが必要と認めるもの

[太陽光発電にかかる添付書類]

- ① 太陽光出力対比表（製造メーカー作成もしくは様式第7号別紙3）

[PPA・リースにかかる添付書類]

- ① 締結契約書のコピー

***送付いただくものは各資料の申請書・実績報告書・各様式の EXCEL データ、PDF ファイル、その他のデータファイルとします。**

すべての添付書類を添えて、補助金様式の Excel ファイルおよび添付書類(PDF などのデータファイルにて)をメールで kasokuka2025@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

実績報告の提出後、書類審査と必要に応じて現地確認を行い、補助金の額の確定を行います。

実績報告書提出後 30 日以内に、支援プラザより額の確定について通知します。

額の確定通知書送付後すみやかに指定の口座に入金いたします。

◆留意事項

- ・現金渡しによる支払は不可です。
- ・振込手数料は申請者で必ず負担ください。

9 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すこととなります。

10 財産の処分の制限

補助事業により整備された再エネ設備のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものについては、法定耐用年数(※)に相当する期間内に処分等(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

承認を受ける場合は、財産処分承認申請書(様式第10号)を提出してください。

なお、承認を受けて処分等をしたことにより収入があったときは、財産処分基準に基づき、その収入の全部または一部を支援プラザに納付していただくことがあります。

(※) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数
太陽光発電設備:17年、蓄電池:6年

11 事業内容等の公表

補助事業内容や効果等について、HP等で公表を予定しております。

応募・問い合わせ先

滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO₂ネットゼロ支援課

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号(コラボしが21 2階)

電話:077-511-1424

FAX:077-511-1418 E-mail: sokushin2025@shigaplaza.or.jp